　　　　第５回アンコール日本人役員会議事録

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書記　氏本義之

日時：２０１４年８月２３日（土）１９時から２１時まで

場所：元氣家

参加者：井上、氏本、浦田、鬼、多賀、花園（敬称略、順不同）

鬼：来月（９月２７日）の領事出張サービスのおりに大井領事と食事会をします。

　　２７日（土）でよろしいですか。時間と場所は決まりましたら後日連絡します。

花園：９月１５日（月）から３０日（火）まで帰国します。

多賀：私も９月５日（金）から１５日（月）までシェムリアップを留守にします。

鬼：来月のイベントは素案の通りで問題ないでしょうか

　　　９月のイベント

９月のイベントはコンポンプロップへ行くことに決定しました。観光客が良く行くスーチィーン（ワニ園方面）でなく日本人の多くが行ったことがないバコン方面からトレンサップ湖へ行きます。そこからはトレンサップ湖の乾季と雨季の違いが実感でき感動されることでしょう。機会があれば乾季にも訪問してください。

湖の底から道が現れ、湖の底だったところでバレーボールをしている光景を見ることができます。

この不思議な世界を体験していただきたく一人でも多くの参加をお待ちしています。

日時：９月２８日（日）１時半より６時

集合場所：チャイ・マッサージ（解散場所も同じ）

参加費　会員無料　非会員７ドル

　　　　　　カンボジア人３ドル

ミネラルウォーターを一人一本配布します。

なお、現地では小舟があれば乗ることもできます。ひとり３ドル（個人負担）

　申し込みの締め切りは９月２０日（土）とします。

　続いて盆踊り大会の議題に入ります。太鼓の演奏ですがまだ決まっていません。

浦田：演奏が一人なので躊躇されてるようです。メコン太鼓は小学生がいないので日曜日でも問題なくなったんですけどね。

鬼：もう一度お願いしてみてください。

盆踊りの決起集会ですが、会員・非会員に関わりなく、実行委員に興味のある人に声を掛けて、興味ある人に来てもらいます。９月３日（水）１９時よりグリーンオンピースで。参加者にはドリンク一杯を日本人会で負担します。

プノンペンの盆踊りが一週間早まって１０月１９日（日）に変更になっています。今年もリンゴ飴でいいですか。

多賀：作るのが追い付かないので当日作り置きするようにしましょう。

鬼：それでは９月のイベントと盆踊り１１月１６日決定の件、ニュースレターで配信してください。

　続いて会員名簿ですが１ページ目は役員の連絡先にしてください。

花園：ファイルが送られたらプリントは私がやります。

井上：来週月曜日、９月１日にメールしますので役員は担当の確認をしてください。

鬼：会則改正についてですが前回役員会で決まった通りで異議がありませんか。

※現会則

（入会及び継続会員）

第六条 本会に入会又は年度を越えて会員継続を希望する人は、第四条及び第五条の規定に従い所定の申込用紙に必要事項を記入し、原則、別途「細則」第二条に規定する年会費と共に本会会計役員まで提出・納入しなければならない。

※改正案

（入会および継続会員）

第六条

**１．**本会に入会を希望する人は、第四条及び第五条の規定に従い所定の申込用紙に必要事項を記入し、原則、別途「細則」第二条に規定する年会費と共に本会役員まで提出・納入しなければならない。

２．既会員は退会届の届け出のない限り会員継続とされる。但し、既届出事項に変更な

どがある場合には、速やかに電子メールもしくは所定の申込用紙に継続の旨と変更事故を記入し、本会役員まで届け出るものとする。但し、年度当初より３ヶ月以内に年会費を本会役員に納入しなければならない。

※現会則

（退会及び除名）

第七条 以下の規定に該当する会員は、会計年度期間内であっても本会会員の資格を失う。

１． 第四条に規定する会員資格を失うもの又は、本会退会を希望する会員。退会を希望する会員は、速やかに、所定退会届用紙に必要事項を記入の上、総務役員へ届ける。但し、退会届は、電子メールに必要事項を記入し総務役員メールアドレス宛に送付する方法も認められる。

２． 本会則に規定する「目的」や「活動」及び本会の本質から著しく逸脱した行為又は活動を行ったと認められる会員は、総会に於いて会員の過半数を超える承認をもって除名することが出来る。

３． 別途「細則」第一条に規定する年会費の納入が６ヶ月を超え滞納した会員。

※改正案

（退会および除名）

第七条　以下の規定に該当する会員は、会計年度期間内であっても本会会員の資格を失う。

１．第四条に規定する会員資格を失うもの又は、本会退会を希望する会員。退会を希望する会員は、速やかに、所定退会届用紙に必要事項を記入の上、本会役員に届ける。但し退会届は、電子メールに必要事項を記入し本会役員メールアドレス宛に送付する方法も認められる。

２．本会則に規定する「目的」や「活動」及び本会の本質から著しく逸脱した行為又は活動を行ったと認められる会員は、総会に於いて会員の過半数を超える承認をもって除名することが出来る。

別途「細則」第一条に規定する年会費の納入が３ヶ月を超え滞納した会員は自動的に退会となる。

　このようにすれば事務手続きも簡素化されると思います。改正のために臨時総会を開く必要はありますか。

多賀：定期総会で問題ないと思います。４月の総会で可決されたら次年度から自動退会となるので、臨時総会を開くこともないと思います。

次回役員会　９月１３日（土）７時からジョージ‘s